

## 学校において予防すべき感染症に係る出席停止の取扱い

下表の感染症は、出席停止となる感染症です。罹患した際は、速やかな医療機関の受診と学校への連絡をお願いいたします。また、感染症によって提出書類が異なります。出席停止期間の基準と合わせてご確認ください。

	病名	出席停止期間の基準	登校再開時に必要な書類
第1種	エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他	<b>治癒するまで</b>	登校許可証明書 (医師による証明)
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで	罹患報告書 (保護者による報告)
	麻しん(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	インフルエンザ 経過報告書 (保護者による報告)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	証明書不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により <b>学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで</b>	登校許可証明書 (医師による証明)
	結核	症状により <b>学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで</b> (抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない)	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により <b>学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで</b>	登校許可証明書 (医師による証明)
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	パラチフス		
	その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良くなるまで	